



三重県公報

令和元年5月31日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	規 則		
5	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健康づくり課)	2
6	麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	(薬務感染症対策課)	3

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十九年三重県規則第二十九号の一）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（入院に要する費用及びその徴収）</p> <p>第七条 法第三十一条の規定により知事が徴収する措置入院に要する費用の負担額は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について（平成七年六月十六日厚生省発健医第百八十九号）に基づき知事が認定した額とする。</p>	<p>（入院に要する費用）</p> <p>第七条 法第三十一条の規定により知事が徴収する措置入院に要する費用の負担額（以下「費用徴収額」という。）は、月額によつて決定するものとし、その額は、法第二十九条の規定による入院措置を受けた障がい者（以下「措置入院者」という。）及び扶養義務者等（当該措置入院者の配偶者並びに措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹。以下同じ。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には前年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として、別表により認定した額とする。</p>
	2 当該措置入院者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護を受けている場合には、費用徴収は行わないものとする。
	3 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、その月の費用徴収額は第一項により認定した額につき日割計算した額とする。
2 前項に規定する費用の負担額の徴収方法その他については、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の定めるところによる。	4 前各項に規定する費用徴収額の徴収方法その他については、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の定めるところによる。
	<p>（費用徴収額の減免）</p> <p>第八条 知事は、措置入院者の費用を負担する者の世帯が災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、扶養義務者等の申請により費用徴収額は、前条第一項又は第三項により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。</p>
第八条 （略）	第九条 （略）
第九条 （略）	第九条の一 （略）

別表を削る。

第六号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、第七号様式中「（第9条関係）」を「（第8条関係）」に改め、第七号様式の二中「（第9条の2関係）」を「（第9条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年六月一日から施行し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律

第百二十三号) 第三十一条の規定により徴収する措置入院に要する費用の負担額の令和元年六月の算定分から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に入院している者であつて、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(次項において「新規規則」という。)に基づき認定を行った結果、新たに費用徴収されることとなる者については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、新規規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年五月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和四十七年三重県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(措置入院費用及びその徴収)	(措置入院費用の徴収)
<p>第六条 法第五十九条の四の規定により知事が徴収する措置入院に要する費用の負担額は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成七年六月十六日厚生省発健医第百八十九号)に基づき知事が認定した額とする。</p>	<p>第六条 法第五十九条の四の規定に基づき、措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者(以下「措置入院者等」という。)のうち負担能力があると知事が認められた者から別表に定める額の費用を徴収する。</p>
<p>2 前項に規定する費用の負担額の徴収方法その他については、三重県会計規則(平成十八年三重県規則第六十九号)の定めるところによる。</p>	(措置入院費用の減免)
	<p>第七条 措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)による保護を受けている場合には、当該措置入院者に係る費用を免除する。</p>
	<p>2 次の各号のいずれかに該当する場合で知事が必要と認めるときは、前条の規定により徴収する費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予する。</p>
	<p>一 措置入院者等が天災その他の災害を受けたとき。</p> <p>二 措置入院者等が盗難にかかつたとき。</p> <p>三 措置入院者等又はその者の属する世帯の世帯員が疾病にかかり、又は負傷したとき。</p> <p>四 前各号の事情に類する事情があつたとき。</p>
	<p>3 前項の規定により費用の全部若しくは一部の免除又はその徴収の猶予を受けようとする者は、措</p>

第七條 (略)	置入院費用減免(徴収猶予)申請書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。
---------	--

別表を削る。

第十一号様式を削る。

附 則

この規則は、令和元年六月一日から施行し、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十九条の四の規定により徴収する措置入院に要する費用の負担額の令和元年六月の算定分から適用する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
